

横浜市地域移行用グループホーム等の設置推薦要綱

制定 平成 25 年 1 月 24 日 こ障福第 1 6 4 4 号(局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市が援護の実施者として、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第 3 条に基づき、経過的な措置として障害者支援施設と福祉型障害児入所施設が併設されている施設に入所している障害者等の地域移行等を進めるために設置する障害者グループホームについて、こども青少年局長が健康福祉局長に推薦する際に必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 対象者

横浜市を援護の実施者として経過的な措置として障害者支援施設と福祉型障害児入所施設が併設されている施設に入所している障害者、及び第 1 条に定めるグループホームに入居する際に障害者となる者

(2) 障害者グループホーム

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 10 号に規定する共同生活介護及び同条第 16 号に規定される共同生活援助

(3) 地域移行用グループホーム

第 1 条に定める障害者グループホームを設置することで、当該ホームの半数以上の人数にあたる第 1 項の対象者が地域移行できる計画となっているグループホーム

(4) 準地域移行用グループホーム

第 1 条に定める障害者グループホームを設置することで、2 名以上の対象者が地域移行できる計画となっているグループホーム

(5) 推薦

健康福祉局長が、新設する障害者グループホームを選定するにあたって、こども青少年局長が健康福祉局長あて地域移行用グループホームまたは準地域移行用グループホームであることを推薦すること

(設置及び運営主体)

第 3 条 地域移行用グループホーム又は準地域移行用グループホームの設置運営主体は、次のとおりとする。

(1) 地域移行用グループホーム

横浜市内で障害者支援施設を運営し、かつ障害者グループホームの運営について、3 年以上の運営実績があり、その運営状況が良好である社会福祉法人

(2) 準地域移行用グループホーム

横浜市内で障害者グループホームの運営実績が 3 年以上あり、その運営状況が良好である法人

(地域移行用グループホーム及び準地域移行用グループホーム設置申請書の提出)

第 4 条 地域移行用グループホーム及び準地域移行用グループホームの設置の推薦を希望する法人は、地域移行用グループホーム及び準地域移行用グループホーム設置推薦申請書(様式 1)、地域移行用グループホーム等対象者名簿(様式 1-1)及び地域移行用グループホーム及び準地域移行用グループホーム設置調査票(様式 2)を作成し、原則として、設置前年度にこども青少年局長に提出するものとする。

(地域移行用グループホーム設置推薦等に関する審査)

第5条 こども青少年局長は、前条の地域移行用グループホーム設置推薦申請を行った者について、別紙1に定める地域移行用グループホームの設置に係る審査基準に基づく審査を行い、得点の高いものから、予算の範囲内において地域移行用グループホームとして選定するものとする。

2 こども青少年局長は、前条の準地域移行用グループホーム設置推薦申請を行った者について、要件を確認のうえ、準地域移行用グループホームとして選定するものとする。

3 第1項の審査の結果、地域移行用グループホームとして選定できない場合は、準地域移行用グループホームとして選定を行うものとする。

(地域移行用グループホーム及び準地域移行用グループホーム設置推薦に関する協議結果の法人への送付)

第6条 第5条の審査の結果について、こども青少年局長は、第4条で申請書等を提出した法人宛てに、地域移行用グループホーム及び準地域移行用グループホーム設置推薦審査結果通知書(様式3)(以下、「審査結果通知書」という。)を送付するものとする。審査結果通知書については、原則として、設置前年度に発行するものとする。

(地域移行用グループホーム設置推薦書及び準地域移行用グループホーム設置推薦書の健康福祉局長への通知)

第7条 第5条の審査の結果に基づく健康福祉局長への推薦は次の通りとし、推薦書は原則として、設置前年度に発行するものとする。

(1) 地域移行用グループホームとして推薦する場合には、こども青少年局長は、健康福祉局長宛て地域移行用グループホーム設置推薦書(様式4)を送付するものとする。

(2) 準地域移行用グループホームとして推薦する場合には、こども青少年局長は、健康福祉局長宛て準地域移行用グループホーム設置推薦書(様式5)を送付するものとする。

(健康福祉局への地域移行用グループホーム等設置の申請)

第8条 第6条の審査結果通知書を通知された法人は、審査結果通知書を添えて、健康福祉局が定める設置申請に必要な書類を提出できるものとする。

(設置後の実態調査)

第9条 第6条の審査結果通知書を通知され、健康福祉局の審査の結果に基づきグループホームの設置を行った法人は、こども青少年局長の求めに応じて、名簿報告書(様式6)を定期的に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年1月27日から施行する。

地域移行用グループホームの設置に係る審査基準

分野	審査項目	3点	2点	1点	0点	-1点	-2点	-3点
地域移行支援計画	対象者の地域移行の実現可能性 (障害児入所施設との調整状況)	対象者の受け入れに向け、GH等における体験入所を行っている。	障害児施設との調整がほぼ完了している。			見学等を行っているが、具体的な候補は検討がついていない。		未調整。
	対象者の地域移行の継続が困難な場合の対応がとれるか。		障害者施設及び他の既存グループホームに入所できる見通しがある	他の既存のグループホームに入居できる見通しがある	障害者施設の短期入所に対応できる	対応策がない		
	申請した地域移行用グループホーム以外に地域移行用グループホームの建設計画を29年度までに検討しているか。			検討している	検討していない			
法人	同じ法人が運営する障害者支援施設及び既存のグループホームにおいて、対象者を受け入れる計画の有無。			計画がある	計画がない			

(様式1)

平成 年 月 日

横浜市こども青少年局長

(法人名)

(法人代表者役職・氏名)

地域移行用グループホーム及び準地域移行用グループホーム設置推薦申請書

横浜市障害児・者併設の施設に入所する障害者等の地域移行用グループホーム等の設置推薦要綱第4条に基づき、平成 年度に設置を希望する地域移行用グループホームまたは準地域移行用のグループホームの設置推薦申請を行いますので、審査をお願いします。

設置申請グループホーム件数 () 件

□ 添付資料

様式1-1 障害児施設から移行する児童等に関する名簿 () 部

様式2 平成 年度 地域移行用グループホーム設置調査票 () 部

(様式3)

平成 年 月 日

法人理事長

横浜市こども青少年局長

地域移行用グループホーム及び準地域移行用グループホーム設置推薦
審査結果通知書

平成 年 月 日付で審査依頼のありましたグループホーム設置推薦申請について、要綱第6条に基づき、こども青少年局として、(地域移行用グループホームとして推薦を行います。／準地域移行用グループホームとして推薦を行います。)

【推薦内容】

法人名

地域移行用グループホーム名称 ()

準地域移行用グループホーム名称 ()

所在地

この審査結果通知の送付をもって、必ずしもグループホームの設置を確約するものではなく、健康福祉局へのグループホームの設置申請を行い、設置の審査を受けるものとします。また、健康福祉局へのグループホームの設置申請の際は、この審査結果通知書を、健康福祉局所定の書類に添えて提出してください。

(様式4)

平成 年 月 日

横浜市健康福祉局長

横浜市こども青少年局長

地域移行用グループホーム設置推薦書

平成 年 月 日付で法人から審査依頼のありました地域移行用グループホーム設置申請について、要綱第7条1項に基づき、こども青少年局として、設置の推薦を行います。

【推薦内容】

法人名

地域移行用グループホーム名称

所在地

(様式5)

平成 年 月 日

横浜市健康福祉局長

横浜市こども青少年局長

準地域移行用グループホーム設置推薦書

平成 年 月 日付で法人から審査依頼のありました準地域移行用グループホーム設置推薦申請について、要綱第7条2項に基づき、こども青少年局として、設置の推薦を行います。

【推薦内容】

法人名

地域移行用グループホーム名称

所在地